

平成19年度の ごみ発生量をお知らせします

平成18年10月からスタートした「燃やせるごみ有料化」と「その他プラ分別収集」には、市民のみなさんのご協力をいただきありがとうございます。ここでは、平成19年度のごみ量および燃やせるごみ・その他プラ排出量などをお知らせします。

ごみ焼却量の減少 資源化量の増大

「燃やせるごみ有料化」と「その他プラ分別収集」実施の大きな目的のひとつに、ごみ排出量の減量と資源化の向上があります。燃やせるごみの焼却量は、有料化前の年度と比べて、年間約20パーセントの減少率を示しており、減量化の効果が顕著に表れています。

また、資源物の発生量は有料指定ごみ袋制とその他プラ分別収集開始前に比べると、40パーセント近い増加を示しており、資源化量が大幅に増えました。

ごみの総量でも前年度に比べ1864tの減量となっています。

これからも、ごみ量のリバウンドへの警戒をしつつ、

▶燃やせるごみ焼却量

月	平成18年度	平成19年度	差(同月焼却量差)	増減率
4月	1,111 t	901 t	△210 t	△18.90%
5月	1,359 t	1,037 t	△322 t	△23.69%
6月	1,279 t	1,007 t	△272 t	△21.27%
7月	1,349 t	1,024 t	△325 t	△24.09%
8月	1,299 t	1,023 t	△276 t	△21.25%
9月	1,330 t	929 t	△401 t	△30.15%
10月	905 t	971 t	66 t	7.29%
11月	897 t	927 t	30 t	3.34%
12月	988 t	925 t	△63 t	△6.38%
1月	918 t	934 t	16 t	1.74%
2月	769 t	794 t	25 t	3.25%
3月	885 t	901 t	16 t	1.81%
計	13,089 t	11,373 t	△1,716 t	△13.11%

※△はマイナス(減量)。

焼却ごみは減って、
資源が増えているのね



きれいな幸手市を目指すため、ごみの分別・減量にご協力をお願いします。

ペットボトルと その他プラ

ペットボトルとその他プラは、プラスチック製容器包装で、中の商品を使ってしまうと不用になるものです。ペットボトル以外のプラスチック製容器包装を「その他プラ」と総称しています。

ペットボトルはポリエチレンテフタレート(PET)という単一の素材ですが、その他プラにはいろいろな素材が混ざっているのので、この2種類は混ぜないようにしてください。

ペットボトルには△マークが、その他プラには□マークが付いています。

資源として再利用するには汚れたものを除去しなければならず、焼却される残さも多く残っています。汚れは洗うか、拭き去るようにしてください。

ボウはルールを守って、
汚れを落としてるんだ



乾電池などの 混入について

燃やせるごみの中から大量の乾電池が発見されています。

乾電池は、最終処分場搬入拒否の原因になるなど、燃やせるごみの処理に重大な支障をおよぼします。

ごみを出す場合は、誤混入を避けるとともに、ぬいぐるみなどにも乾電池が入っていることがありますので、必ず取り外し、分別処分していただくようお願いいたします。



▶燃やせるごみに
混入していた物

- ごみの分別・減量化にご協力ください -

(3)

平成19年度の 幸手市のごみ量 16,592 t

ごみ収集総量	総量	16,592 (18,456)
	燃やせるごみ	10,972 (12,684)
	燃やせないごみ	773 (936)
	粗大ごみ	580 (728)
	資源物	4,267 (4,108)

燃やせるごみの排出量が減り、資源物が増加。

「その他プラ」の分別収集や、燃やせるごみの有料化により、リサイクルできる紙類の分別が進められました。

家庭ごみ	総量	14,496 (16,338)
	燃やせるごみ	8,987 (10,673)
	燃やせないごみ	745 (905)
	粗大ごみ	557 (708)
	資源物	4,207 (4,052)

▲収集および直接搬入

事業ごみ	総量	2,096 (2,118)
	燃やせるごみ	1,985 (2,011)
	燃やせないごみ	28 (31)
	粗大ごみ	23 (20)
	資源物	60 (56)

▲運搬業者搬入

※単位はt(トン)。
※()内は平成18年度分。
※処理量は、処理時期のずれや残さ(ざんさ)の発生により、収集量と一致しません。

焼却処理	総量	11,373 (13,089)
	家庭ごみ	8,987 (10,673)
	事業ごみ	1,985 (2,011)
	収集ごみ中の可燃残さ	401 (405)

▶杉戸町環境センター

破碎等処理	総量	1,244 (1,509)
	破碎処理	1,002 (1,201)
	未破碎処理	242 (308)

▶桜泉園(粗大ごみ処理施設で処理)

有害ごみ	総量	15 (14)
	廃乾電池	8 (8)
	廃蛍光管	7 (6)

▶桜泉園(ストックヤードから処理先へ引渡し)

資源物	総量	3,928 (3,749)
	ビン	417 (433)
	缶	187 (199)
	ペットボトル	202 (202)
	その他プラ	820 (421)
	紙・布	2,302 (2,494)

▶桜泉園(ストックヤードから処理先へ引渡し)

燃やせるごみは こうして減らそう

分別を意識しないと、ほとんどの物が燃やせるごみとして出されてしまいます。ごみとして出す前に、ごみの中身を確認してください。

燃やせるごみの中には、「雑がみ」や「その他プラ」が多く混ざっています。そして、これらを分別すると、残るものは、生ごみや紙くずなどの一部だけとなります。

モバイル・リサイクル・ネットワーク

携帯電話にはレアメタル(希少な金属)が多く含まれています。ご自宅に眠っている携帯電話があつたら、リサイクルに出しましょう。



モバイル・リサイクル・ネットワーク
携帯電話・PHSのリサイクルにご協力を。

上記マークのあるお店では、携帯電話・PHSの本体、電池、充電器をブランドに関係なく無償で回収しています。

モバイル・リサイクル・ネットワーク
<http://www.mobile-recycle.net/>

電池のリサイクル

市ではマンガン乾電池とアルカリ乾電池を有害ごみとして収集し、リサイクル処理していますが、電池には、小型二次電池(充電式電池)やボタン型電池などもあります。

これらの電池は、販売店での回収によるリサイクルが行われています。

有限責任中間法人 J B R C
<http://www.jbrcc.net/hp/contents/index.html>
社団法人電池工業会
<http://www.bai.or.jp/>

問合せ 環境課 ☎(48) 03 31・FAX(48) 2226

これから
街をキレイにするぞっ！



みなさんも、
協力してねっ！

不法投棄

▼不法投棄は法律によって罰せられます！

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、廃棄物を不法投棄すると「5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金(法人では1億円以下の罰金)」に、また、不法投棄や野外焼却の目的で廃棄物の収集または運搬をしたときにも「3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金」に処される場合があります。

▼不法投棄を「しない」「させない」「ゆるさない」
行幸湖や大島新田をはじめ、郊外の道路、空き地などへの不法投棄が絶えません。ごく一部の不心得な人の行動により、環境悪化、自然破壊を招いています。

「自分だけなら」という気持ちでなく、ごみはルールに従って処理しましょう。

